

山梨県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和元年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	使用量 合計
22	フィプロニル		2.8E-4	1.8E-1	2.3E+1	22.8
64	エトフェンプロックス	1.1E+1	8.1E+0	2.7E+0	1.1E+1	31.8
117	テブコナゾール				1.8E+0	1.8
139	トラロメトリン			4.8E+0	9.1E-1	5.7
140	フェンプロパトリン			1.6E+0		1.6
153	テトラメトリン	9.1E+1	1.4E+0	8.7E+1	5.0E-2	179.4
181	ジクロロベンゼン	1.7E+2	1.1E+2			286.0
225	トリクロルホン		2.4E+0			2.4
248	ダイアジノン		3.6E-1			0.4
251	フェニトロチオン		6.7E+1	1.4E+0	4.4E-2	68.9
252	フェンチオン	2.2E+0	3.5E+1			36.7
256	デカン酸				2.0E+0	2.0
350	ベルメトリン	6.3E+0	1.9E+1	6.4E+0	3.1E+1	62.2
405	ほう素化合物		2.3E-1	7.8E+0	1.3E+0	9.3
427	カルバリル			6.4E+1		64.2
428	フェノプカルブ			4.7E+1	8.3E+1	130.4
457	ジクlorルボス	4.2E+1	3.1E+2			355.0
合 計		3.3E+2	5.6E+2	2.2E+2	1.5E+2	1260.8

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等